Ⅰ．都市計画基礎調査の概要

１．調査の位置づけ

（１）調査の目的

都市計画基礎調査は、都市計画法第６条に「おおむね５年ごとに実施」するものと規定されており、都市政策の企画・立案及び都市計画の運用に資するため、土地利用・建物・都市施設・市街地整備の状況等について調査し、都市の現況及び動向を把握することを目的とする。

（２）要領の作成方針

国土交通省では都市計画基礎調査の調査項目について、実施要領の策定及び見直しを以下のとおり行っている。

◇昭和 62 年 1 月 都市計画基礎調査実施要領（S62 要領） 作成 建設省都市局
◇平成 25 年 6 月 都市計画基礎調査実施要領（H25 要領） 改訂 国土交通省都市局
◇平成 31 年 3 月 都市計画基礎調査実施要領（H31 要領） 改訂 国土交通省都市局
◇令和 03 年 5 月 都市計画基礎調査実施要領（R03 要領） 改訂 第４版 国土交通省都市局
◇令和 05 年 6 月 都市計画基礎調査実施要領（R05 要領） 改訂 第５版 国土交通省都市局

本要領は、上記のうち「第５版」の改訂の趣旨を踏まえ、前回の県調査要領（令和３年 10 月）の内容を踏襲しつつ、調査項目及び調査内容の見直しを行っている。

２．本要領の利用にあたって

（１）本要領の構成について

本要領は「調査様式」、「調書及び集計表様式」、「ＧＩＳデータ様式」により構成されている。

「調査様式」には調査目的、収集方法（収集項目、収集範囲、収集単位、収集方法、留意事項）、作成項目（原典リスト、調書、位置図、集計表）を記載している。

「調書及び集計表様式」は、「調査様式」に記載した調査方法で数値等を記入するための元表及び集計表であり、パソコン入力用帳票となっている。

「ＧＩＳデータ様式」は、都市計画基礎調査の結果をＧＩＳで作成する際の共通仕様を記載し、国が示す全国共通のフォーマット及びコーディングの様式を掲載している。

（２）調査項目の選択について

都市計画基礎調査の項目は「線引き」・「非線引き」ごとに「必須項目」と「選択項目」に区分され、このうち「必須項目」は、作業分担を「県」と「市町村」に分ける。

（「線引き」と「非線引き」の区分）

都市計画基礎調査を実施する市町村が線引き都市計画区域を有する場合は「線引き」を、非線引き都市計画区域を有する場合は「非線引き」を選択する。

（「必須項目」と「選択項目」の区分）

「必須項目」は、新潟県と市町村が協働して、概ね５年ごとに定期的に実施する都市計画基礎調査で、それぞれの分担での実施を必須とする調査項目とする。

「選択項目」は、市町村が必要に応じて任意で実施する項目とし、市町村が都市計画基礎調査を実施する目的により必要性の高い項目を選択する。

（「県」と「市町村」の区分）

上記「必須項目」は、過年度調査からの継続性や利用目的等を考慮し、調査する主体を新潟県（「県」と記載）と市町村（「市町村」と記載）で分担する。

（３）データ入力用システムについて

本調査の調書及び集計表は、パソコン用ソフトウェア・ｃｓｖ形式となっている。調査結果の内容や品質の統一化を図るため、調査結果についてはこの様式を使用することを標準とする。

（４）ＧＩＳデータ様式について

１）ＧＩＳデータの定義書

本都市計画基礎調査の実施に当たっては、国の令和５年要領（第５版）に記載される「主な見直し内容」の考え方（Piii）に配慮し、特に「②調査結果（アウトプット）の標準化」に基づいたデータを構築する必要がある。

よって、本都市計画基礎調査では、ここに記載される「ＣｉｔｙＧＭＬ」形式のＧＩＳデータの整備を基本とする。なお、ＣｉｔｙＧＭＬ形式データの整備に関しては、国の「自治体のデジタル化の現状に応じた 段階的な データ整備・更新を進める」との見解から、以下の２通りの方針を設定する。

- 既にデジタル化を進めている自治体で、３Ｄ都市モデルとの一体的な整備・更新等を行う場合は、国要領に準拠し、ＣｉｔｙＧＭＬ形式のデータを整備する。
- 国要領に準拠することが困難な自治体は、段階的な準拠を目指し、ＣｉｔｙＧＭＬ形式のデータ整備を基本としつつ、現段階で整備が困難なものは、従来通りシェープ形式のデータを整備する。

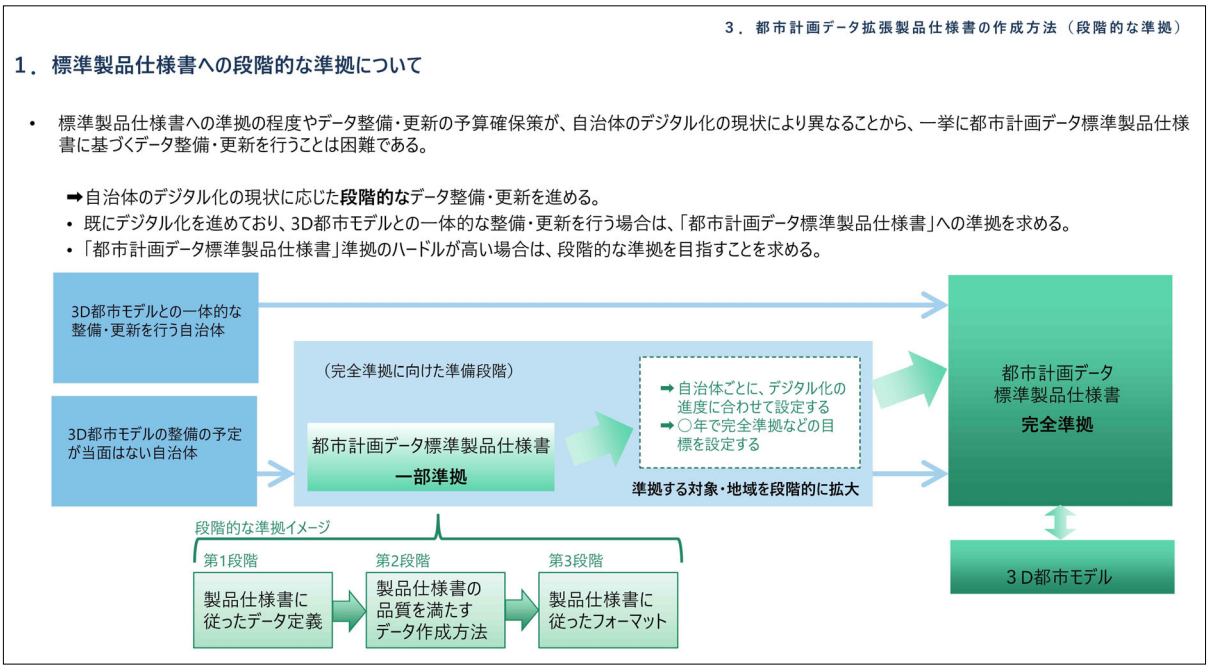

資料：都市計画基礎調査実施グループ別説明会資料（令和６年２月 国土交通省）

（５）注意事項

１）使用する資料について

基礎調査は概ね５年ごとに継続的に行われるものであるので、本要領に記載の収集方法（収集項目、収集範囲、収集単位、収集方法、留意事項）および作成項目（原典リスト、調書、位置図、集計表）にもとづき、使用した原典データに関する記録を明記しておくこと。

２）使用する図面について

図面は主に地形図上に作図するが、地形図が何年時点の状況を表しているかを知るために、地形図の測量時点を明示すること。

３）図面の着色について

図面の着色については本要領で示す色指定に従い、指示のない場合は自由な彩色を行う。
地形図の情報を読みとる必要がある場合には透過色を用いること。

３．新潟県都市計画基礎調査要領見直しの主旨

都市計画基礎調査は、都市計画法第６条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるものである。

人口減少・超高齢社会が本格的に到来し、他方でＩＣＴ・ＩｏＴ等の普及に伴う社会のデジタル化・ネットワーク化が急速に進展する中、諸課題への対応のためコンパクトなまちづくりへの転換の実現や官民データ活用の推進等が求められている。

都市計画基礎調査情報については、都市計画分野に限らず、まちづくり全般、防災、スマートシティ等の幅広い分野での活用が広がりつつある一方、これまでの実施要領においては、調査項目によっては必ずしもＧＩＳデータの整備を想定していなかったために、データフォーマットが不明確であったり、収集項目や原典資料などについての記載内容に曖昧さがあるなど、標準化において課題となっていた。

このため、都市計画基礎調査情報のデータの標準化を主眼に置き、都市計画情報のデジタル化・オープン化の一層の推進に資するよう、国の令和５年要領（第５版）に基づき見直しを行ったものである。

なお、本要領の活用にあたっては、併せて以下の点に留意されたい。

（１）新潟県と市町村の連携による効果的な調査実施

都市計画基礎調査は、本県が市町村と連携し、効率的かつ効果的な調査を実施することが望ましいものと考える。

なお、都市計画基礎調査の調査項目は、都市計画を運用する上で最低限必要と考える項目であるが、これ以外にも地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項を調査項目とすることとされている。本県においては、都市課題に対応した適切な調査項目を設定することを念頭に、国の要領に位置付けられていない調査項目を設定している。

（２）マネジメント・サイクルを重視した都市計画への活用

集約型都市構造化（立地適正化計画の策定・見直し）、低炭素都市づくり、中心市街地活性化、安全・安心まちづくり等、都市計画や立地適正化計画が直面する課題は多様化している。個別の都市計画の決定・見直しのみならず都市計画総体としての適切さを確保する上で、都市計画基礎調査による客観的なデータやその分析・評価結果の活用が有効と考えられる。また、その際、住民等へのわかりやすい説明の観点から、調査結果の空間分布を視覚的に把握することも有効であり、都市構造を可視化するツール等を活用することも考えられる。

（３）ＧＩＳ活用の推進

国勢調査等の統計情報、交通施設等の公共公益施設の情報など、行政や関係機関が保有する詳細なＧＩＳデータがインターネットを通じて広く入手可能となっている。ＧＩＳの活用を前提とした都市計画基礎調査を実施することにより、これら公表データの活用による経費等の削減、分析の高度化への対応、都市計画ＧＩＳや他分野との連携による行政事務の効率化・高度化などへの寄与が考えられることから、ＧＩＳの活用を積極的に推進されたい。また、ＧＩＳの活用を進め、併せて適切なバックアップを保存しておくことにより、大災害時の復旧・復興対策を立案実行する際の基礎的データとして速やかな活用が可能であると考えられる。

（４）オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく調査の実施

行政が保有するデータは、可能な限り利用・提供すべきという基本的な方向性のもと、民間事業者も含めさまざまな主体が容易に利用できるようにすること、また、取組可能なものから速やかに進めることが求められている。このため、都市計画基礎調査の実施においても、オープンデータを前提とした情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うオープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づくことが重要であると考えられる。

都市計画基礎調査情報の利用・提供に係る考え方は「都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイダンス」、「都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン」を参照されたい。なお、「都市計

画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン」のうち、都市計画基礎調査情報の個人情報の考え方や取扱いについては、令和３年５月 19 日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第 37 号）における個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正を踏まえ、国土交通省都市局より地方公共団体あて発出した、「都市計画基礎調査のオープンデータ化に向けた土地利用現況及び建物利用現況の取り扱いについて」（令和５年３月１日、国都計第 184 号・国都政第 212 号）により国が統一的な運用を整理したので、当該令和５年３月１日付通知を参照されたい。

（５）主な見直し内容

都市計画基礎調査情報のデジタル化・オープンデータ化を一層推進するため、別途定める「都市計画データ標準製品仕様書」とあわせて、以下の視点で見直しを行った。

１）調査内容（インプット）の標準化

均質なデータの整備を促進するため、データ収集項目・調書項目などのデータ属性項目を統一し、なるべくオープンデータを原典資料として採用するなどルールを明確化するとともに、原典資料の内容や年次などのデータ品質情報の明示など、調査内容・方法について標準化した。

２）調査結果（アウトプット）の標準化

調査結果については、図形情報を持つデータはＣｉｔｙＧＭＬ形式のＧＩＳデータの整備を基本として、調書・集計表についてはＣＳＶ形式のデータを整備する。

※図形情報を持つデータの整備について、ＣｉｔｙＧＭＬ形式のデータの整備が難しい場合は、シェープ形式のデータの整備でも可能とする。

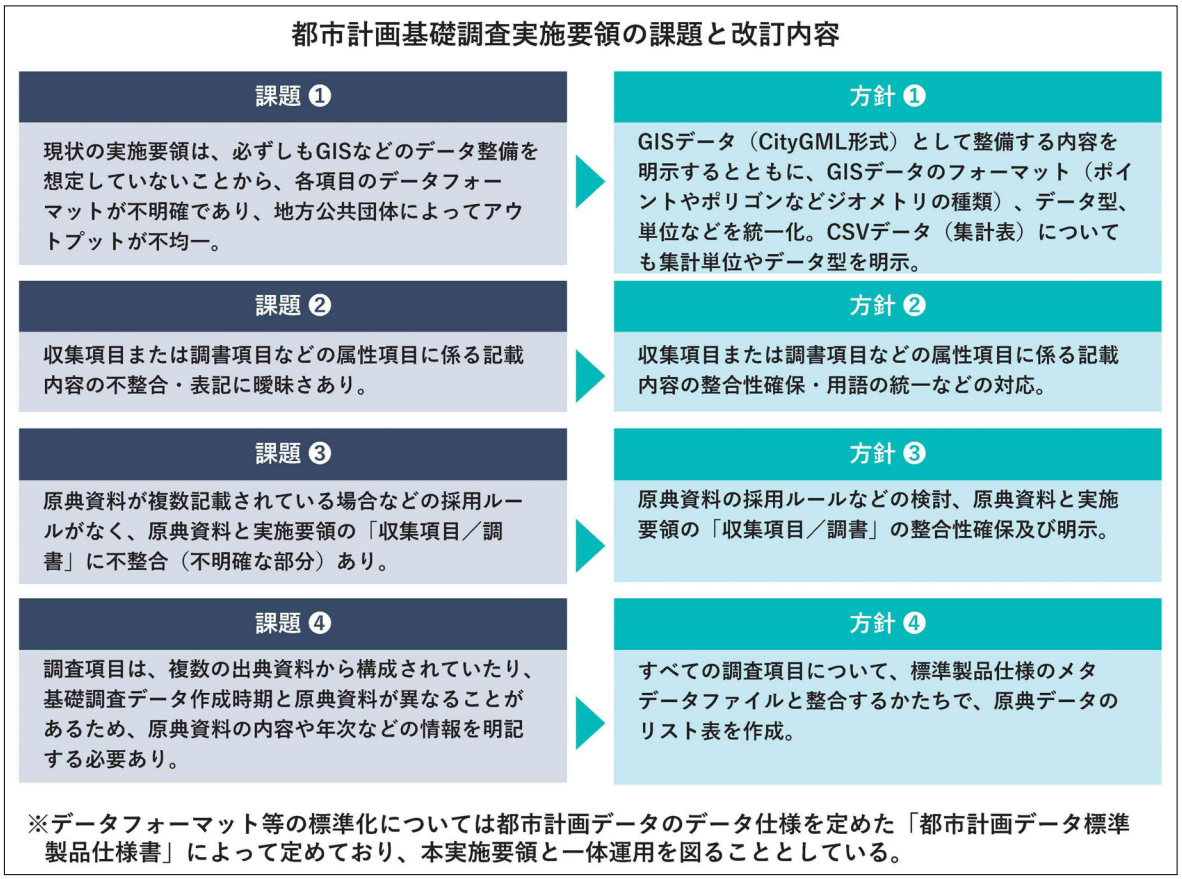

資料：国要領 改訂 第５版（令和 05 年６月：国土交通省都市局）